

## カッブ一揆とドイツ民主党

はじめに

一九一九年十二月十九日、エルンスト・トロツキ Ernst Trotsch は、「右からの波」と題する論説のなかで、古き良き時代を追想する社会勢力が階級闘争のために結集しつつあることにふれ、憲法という言葉すら学生の間で拒絶反応を招いていることに深い憂慮の念を表明していた<sup>(1)</sup>。彼の憂慮は不幸にして一九二〇年三月、カッブ一揆として現実のものとなったが、一揆は労働者階級のゼネストによって僅か五日間をもって終り、共和国はひとまずその危機を

松 俊 夫

脱することができた。この事件については、その経過から考えて労働運動史からの視点が重要視されるのは当然であり、すぐれた成果も生み出されているが、一揆は「労働者の敗北をもって終った<sup>(2)</sup>」とする評価もあるように、国防軍やブルジョアジーの対応が労働者諸勢力の対応を上まわっていたことも否めなかった<sup>(3)</sup>。その点でエルガー Johannes Erger の研究は、ゼネストの意義を過小評価しているとの批判がある<sup>(4)</sup>といえ、多くの示唆をわれわれに与えているように思われる。本稿は、エルガーの研究から多くものを学びつつ、純然たるブルジョア政党でありながらこの事件に対して独自の動きを示したドイツ民主党<sup>(5)</sup>（以下DDPと

略記』および同党の指導者の役割にふれ、この時期の政局を考察する一助としたい。

〔注〕

- (1) Ernst Troeltsch, *Spekulator=Briefe. Aufsätze über die deutsche Revolution und die Wehpolitik 1918/22*, hrsg. v. H. Baron, Tübingen 1924, S. 91. 本書はマインツ共和国初期の情勢を考察する上で示唆に富む指摘が多い。この点については古くは松田智雄氏が言及しておられるが、近年では生松敏三氏が高い評価をもちついでつりあげておられる(生松敏三「ド・マインツの『観察者=書簡』」『思想』昭和五〇年七月号、九四頁)。
- (2) Erwin Könnemann/Hans Joachim Krusch, *Aktions-einheit contra Kapp-Putsch*, Berlin 1972. 資料集として「Arbeiterklasse siegt über Kapp und Lüttwitz. 2 Bde. Quellen ausgewählt und bearbeitet von E. Könnemann, B. Berthold und G. Schulze, Berlin 1971. [以下 *Kapp und Lüttwitz* へ略記]。また Erhard Lucas, *Märzrevolution 1920*, 2Bde, Frankfurt a. M. 1974/75. は「ルール地方で展開された運動の叙述に特色が見られる。このなかに記されたヘルリンを中心とする一揆の経
- 過はほとんどエルガーに依拠している。また邦語文献では、上杉重二郎『統一戦線と労働者政府』(風間書房、昭和五三年)がドイツ合同共産党の成立までを対象とし、ほぼ東トイツの見解の上に立って細かい点にまでふれた大著である。
- (3) Arthur Rosenberg, *Geschichte der Weimarer Republik*, Frankfurt a. M. 1955, S. 98. (フルトヴァール=ローゼンベルク『ヴァイマル共和国史』吉田輝夫訳、東邦出版社、一九七〇年、一二二頁)。
- (4) Johannes Erger, *Der Kapp-Lüttwitz-Putsch. Ein Beitrag zur deutschen Innenpolitik 1919/20*, Düsseldorf 1967.
- (5) Lothar Albertin, *Liberalismus und Demokratie am Anfang der Weimarer Republik. Eine vergleichende Analyse der Deutschen Demokratischen Partei und der Deutschen Volkspartei*, Düsseldorf 1972, S. 365 f.
- (6) ドイツ民主党は一九一八年十一月、旧進歩人民党と旧国民自由党の左派によって組織された政党で、初代党首にはフリードリヒ・ナウマンが就任していた。同党は、ヴァルター・レーテナウに代表される電気工業、化学工業、あるいは機械工業などの大資本によって支持されていたが、議会

主義に立脚して調停者としての役割を果そうとしていたから中小資本や都市の中間層、知識人などによっても支持され、また一部の労働者にも影響を及ぼしていた。一九一九年の国民議会の選挙では第三党の地位を占め、第一、第二党のドイツ社会民主党、中央党とともにワイマル連合を形成した。同党のフーゴ・ロイスがワイマル憲法の作成に貢献したことはよく知られている。同党は、ドイツ社会民主党や労働組合に対しても一定の協力を示し、国民議会では社会化法や五月一日を祭日とする宣言にも賛成していた。一九一九年当時、党員は約九〇万人を数え、ある程度大衆政党としての性格をそなえていたが、しだいにその性格は薄れ、むしろ内在していた左右の対立が表面化するようになるが、同党の理念は多くの知識人をひきつけ、党員にはマイネッケ、マックス・スウィューバー兄弟、トルルチを始め、ラーテナウ、シャハトなども名を連ねている(Werner Fritsch u. Heinz Herz, „Deutsche Demokratische Partei 1918-1933“, Die bürgerlichen Parteien in Deutschland. Handbuch der Geschichte der bürgerlichen Parteien und anderer bürgerlicher Interessensorganisationen vom Vormärz bis zum Jahre 1945, Bd. I, Leipzig 1968, S. 302 ff.)。

## 一、カップ一揆

カップ一揆<sup>(1)</sup>の直接的な契機はエアハルト海兵旅団<sup>(2)</sup>に対する解散命令であった。周知のようにベルサイユ条約では、ドイツは兵力の削減を義務づけられており、それを実行に移すために連合国の軍事管理委員会は、一九二〇年二月末、ドイツ政府に対してエアハルト海兵旅団など二つの義勇軍を解散するよう要求した。国防相ノスケはしばらくためらった後、三月十日を期限にこれら義勇軍の解散を命じたが、この措置は国防軍のなかでもっとも反動的な立場に立つリェトヴィツ將軍と政府との間に鋭い対立をひきおこした。將軍は、「心理的には詐欺師の陸軍大尉<sup>(3)</sup>」にすぎなかったが、陸軍の最長老として自ら任じており、また「義勇軍の父<sup>(4)</sup>」とさえいわれていたから、エアハルト海兵旅団のように信頼するに足る義勇軍の解散を座視することはできなかった。そしてそれはまた彼にとって「ポリシエビスマの脅威」にそなえる上でも、自らの権勢を維持する上でも許しがたいことと考えられたのである。一方、エアハルト自身も解散命令には力によってでも対抗しようとしてい

たから、彼はノスケの命令の出た翌日の三月一日、デーベリッツで海兵旅団の結成一周年を祝う盛大なパレードを催し、公然とした示威行動に出た。会場にはリュトヴィッツを始め、トロータ提督ら多数の高級将校が招かれ、席上、リュトヴィッツが海兵旅団の解散を許すつもりはないと演説した時、会場は熱っぽい興奮に包まれたのであった。<sup>(5)</sup>

「天気もまたホーエンツォレルン日和であった!」ただ一人の人物(ノスケ)だけが欠席していたにすぎない<sup>(6)</sup>という一新聞の報道は、あながち誇張とはいきれなかつた。

もちろん国防軍の内部には、現実的な方向をとろうとする軍務局長ゼークトラのグループが存在していたから、軍事行動によつて政局の転換をはかろうとするリュトヴィッツの意図はむしろ孤立したものであったが、かのヒンデンブルク元師の「あいくち伝説」以来、国防軍の内部には現状に対する不満がとみに強まっていたから、事の成り行き如何によつては共和国の運命もまたはかり知れないものがあった。<sup>(7)</sup>

その後、リュトヴィッツは解散命令に抗議を続けていたが、これに対してノスケは三月十日、リュトヴィッツの指揮下にあったエアハルト海兵旅団をトロータ提督の指揮下

に移した。これはリュトヴィッツを行動にかりたてる転機となつた。その夜六時ごろ、大統領エーベルトのもとに赴いたリュトヴィッツは、政府の態度を難詰して解散命令の撤回を迫り、さらに国民議会の即時解散と国会選挙の実施、専門家大臣(政党とは無関係な人物を閣僚とする)の任命などを要求したが、エーベルトに拒否され、また同席していたノスケからは辞職するよう勧告される結果となつた。<sup>(8)</sup>しかしリュトヴィッツは辞職の気配を示さなかつたから、翌十一日朝、ノスケは彼を事実上の休職処分とし、さらに九時ごろには不穏な動きの中心人物と見られていた反動政治家カッブ(大戦末期に祖国党を組織した元プロイセンの高官)、パウアー大佐(大戦中、ルーデンドルフ將軍の政治顧問)、アイプスト大尉ら五名の逮捕を命じた。しかし彼らは警察からの通報によつていち早く逃走していたので、ノスケの意図は失敗し、一揆を未然に防ぐことができなかった。この間、デーベリッツに向いつつあったリュトヴィッツは、途中でエアハルトに出あい、彼に海兵旅団がその夜のうちにベルリンを占領しうるか否かを尋ねた。この質問は彼らの行動の成否にかかわる重要な意味をもっていた。なぜならこの時点では、政府は未だ具体的な警備体制をとつてい

なかつたから、海兵旅団が直ちに行動に出れば、奇襲は完全<sup>(10)</sup>に成功していたはずであった。しかしエアハルトは、他の部隊やベルリンの保安警察の動静を知らうとしていたうえ、演習で疲労している旅団の兵士を休息させる必要もあつて、行動を一日延ばすよう提案し、リュトヴィッツもまたこれを了承した。この一日の延期は彼らにとつて決定的な不利を招くことになるが、これに類することは一揆が始まつてからも見られ、一揆が以前から計画されていたにせよ、具体的な行動に関する限り、「即興的な一揆」の側面をのぞかせていた。

このような情勢のなかで三月十二日朝、ノスケはベルリン地区の国防軍および保安警察に警戒待機を指示し、さらに夕方には国防軍一連隊、保安警察二連隊に官庁街を固めるよう命令し、一方、実情の調査とエアハルトへの警告を目的としてトロータ提督をデーベリッツに派遣した。ノスケはこれらの措置を折から開かれていた閣議にも報告したが、その際は海兵旅団に関する情報を単なる「うわさ」として伝えたため、閣議も彼の措置で十分であるとし、時間の不足を理由に対策については後日の協議に付することとした<sup>(10)</sup>。政府がこのように消極的な態度しかとり得なかつ

たことについては無策として十分に責められねばならないが、同時に政府をとりまく状況が政府の動きをいっそう鈍いものにしていくことも事実であつた。ノスケの「楽観主義」は論外としても、政府の手にした情報は必ずしも正確なものばかりではなかつたから、十二日の閣議でも内相コッホ(DDP)は、カップら五名に対する逮捕命令が十分な裏づけをもっているか否かを懸念していたほどであつた<sup>(11)</sup>。むしろ政府は、頻頻と情報が伝えられるなかで、切迫した一揆を半信半疑でとらえていたといふべきであらう。すでに十一日の午後、副首相シッファー(DDP)のもとに一將軍から、リュトヴィッツが「復讐の放棄を誓つた」とする情報がよせられていたが、さらに十二日の夜にはデーベリッツから戻つたトロータは、「デーベリッツはすべてが平静である」とノスケに報告していたのである。しかしノスケの「楽観主義」とは逆に、国防軍と保安警察の將校は海兵旅団の行動を予想し、海兵旅団との撃ちあひを忌避しようとしていた。そこで陸軍最高司令官ラインハルト將軍は、午後一〇時ごろ、官庁街の警備に當っている部隊に対し、万一の場合には武力によって防衛するよう命じ、そのあと首相のもとに赴いたが、そこで彼は来合わせてい

たノスケからオーフェン、オルデルスハウゼンの両將軍がエアハルトの説得のためにデーベリッツに急行したことを知らされた<sup>(15)</sup>。そのころ両將軍はベルリンに向けて行進中の海兵旅団に出会い、流血は不可避であるとして、エアハルトの自重を要望した。始め彼の態度は強硬であったが、結局、行動に参加した者の無罪を含む七項目の要求を最後通牒として提出した。この要求は先にリュトヴィッツがエアハルトに要求したものとほぼ同じ内容であったから、ノスケは両將軍に要求を拒否するよう指示したが、両將軍はエアハルトとの交渉が必要であると主張し、そのために閣議を至急開くよう要望した。エアハルトの最後通牒の期限は十三日の朝七時であった。しかしエアハルトのこの独断的行為は、結果として政府に時間的余裕を与え、大統領・閣僚ら重要人物の拘禁、逮捕はもとより、電信・電話のさし押えを不可能にしたから、またしても「奇襲の決定的瞬間が失なわれる」ことになったのである<sup>(16)</sup>。

〔注〕

(1) 一揆の歴史的位置づけについては、下村由一・斉藤稔「ヨーロッパにおける革命と反革命」『世界歴史』二五(岩

波書店、一九七〇年)のうち、下村氏の論稿を参照。

(2) 一九二〇年一月当時、ドイツはなお義勇軍を含めて約二五万の兵力を擁していた。そのうちエアハルト海兵旅団は、一九一九年にエアハルト海軍少佐によって組織されたもので、国内の革命運動の抑圧に当たるとともに、いわゆるバルト義勇軍としてバルト海沿岸諸国の反革命派に協力し、戦闘経験をつんだ強力な部隊の一つであった。旅団は一九二〇年を迎えるころには、兵力は約四、〇〇〇、ないし五、〇〇〇に達し、同年一月以降はベルリンを隔たる二五キロのデーベリッツに駐屯し、ハーケンクロイツを「民族的標識」として採用するなど、反革命派の尖兵にあざわしい存在となっていた(Erger, a. a. O., S. 110 ff.)。

(3) Karl Brammer, *Fünf Tage Militärhitektur. Dokumente zur Gegenrevolution*, Berlin 1920, S. 8.

(4) Erger, a. a. O., S. 110.

(5) Ebenda, S. 115 f.

(6) Brammer, a. a. O., S. 9.

(7) 右翼グループおよび国防軍内部の潮流などについては、下村、前掲論文、一八〇—一八五頁、参照。

(8) Erger, a. a. O., S. 121 f.

(9) Ebenda, S. 124 ff.

(10) Ebenda, S. 131 ff.

(11) vgl. Könenmann/Krusch, a. a. O., S. 75.

(12) Erger, a. a. O., S. 132. 後日、ロッホはプロイセン内務省が情報について政府に非協力であったとして当時のプロイセン内相ハイネ (SPD) を非難したが、ハイネは、ルガーや指導的な警察官僚にさえ知られて十分な情報を与えられていなかったこともあって、ロッホの非難に強く反発した。ハイネは一揆後、労働組合の要求によって辞任に追い込まれる人物で、彼の責任が問われるのは当然であるが、むしろここでは高級官僚や国防軍の将校の間に反共和制的な勢力が強かったことを重視したい。後にふれる陸軍最高司令官ラインハルト將軍は例外的ともいえるほど政府に忠実であるとしたが、そのため国防軍のなかでは孤立せざるを得なかった。このことを考えれば、たといハイネ以外の人物がその衝に当たっていたとしても多かれ少なかれ制約をうけたであらうと予想されるからである (vgl. Hartmut Schuster, *Linksliberalismus und Sozialdemokratie in der Weimarer Republik*, Düsseldorf 1975, S. 72 f.)。

(13) Erger, a. a. O., S. 123.

(14) Ebenda, S. 136; Erich Otto Volkmann, *Revolution*

*über Deutschland*, Oldenburg 1930, S. 353. 一揆に同

情的なトロータは予めニアハルトに電話をしてからデーリッツに赴いたので、不穏な動きを見出すことができなかったのは当然であった。彼がこの報告をしてからまもなく海兵旅団は行動に移っていたのである。

(15) *Kapp und Lütkwitz*, Bd. I, S. 96.

(16) Erger, a. a. O., S. 140 f.; Volkmann, a. a. O., S. 355.

## 二、政府の「逃亡」

この間、ベルリンの情勢はしだいにあわただしいものとなった。十三日午前一時ごろ、国防省では急遽ノスケと国防軍首脳部との会議が開かれた。ノスケは武力による鎮圧を要求したが、ラインハルトとノスケの副官以外は全員ノスケに反対し、さらにデーベリッツから戻った両將軍も、海兵旅団の兵力や左翼急進派の蜂起を考慮すれば武力の行使は避けるべきであると主張した。そしてゼークトが、かの「国防軍は国防軍を撃たない」との言葉<sup>(1)</sup>を口にした時、ノスケの孤立は明らかなものとなった。そこでノスケはや

むなくエーベルトに閣議の召集を要請したが、軍事力によつて共和国が防衛できないとすれば、どのような方法を講ずべきかが閣議の重要な問題となるはずであった。

午前四時ごろ、閣議はエーベルトの司会のもとに開かれたが、エアハルトの要求をうけいれることはまったく問題とならなかつた。閣議では二つの問題、すなわち国防軍に抵抗の命令を下すべきか、また政府がこのままベルリンにふみとどまるべきかが、論議の中心となつた。第一の問題については、今後その意義を増すであろう国防軍をいかにして維持するかという観点から論議が行なわれた。いうまでもなくワイマル連合派によつて形成されていた政府が、労働者の武装をよびかけて防衛をはかることはあり得ず、むしろ一揆によつて触発されるであろう左翼急進派の蜂起に強い警戒心を抱いていた。そこで政府は国防軍を無傷のまま維持することがぜひ必要であると考えたが、もし政府が国防軍に武力による防衛を命じたとすれば、その命令を忠実に履行しようとする者と、それを拒否しようとする者との分裂は必至であつた。その結果、閣議は国防軍首脳部の主張を容れ、警備に當つていた国防軍と保安警察をそれぞれ(2)の原隊へ引きあげさせることとしたのである。

これに対して政府がこのままベルリンにふみとどまるべきか否かの問題については、閣議はかなり紛糾した。ノスケは地方の国防軍を信頼しており、その協力をえるためにベルリンを放棄することを閣議に提案し、DDPの内相コッホ、副首相シッファーもこれを支持した。しかしエーベルトを始め、首相バウアー、國務相ダーフィットら社会民主党〔以下SPDと略記〕の閣僚は、一揆の影響がいまなお不明確な時点で首都を放棄することは政府の弱体をさらけ出すものとして強い難色を示し、閣議はしばらくの間、一致点を見出すことができなかった。しかしエアハルトの示した最後通牒の期限は刻々と迫つていたから、結局シッファーの妥協案によつて、彼が政府を代表してベルリンに残留し、エーベルト以下の政府要人はドレスデンに「逃亡」することに決定した。しかしそのあともエーベルトは、プロイセン首相ヒルシュ、内相ハイネ(いずれもSPD)らに動かされて、ひとたび決定された「逃亡」をとりやめようと言へしたが、シッファーやコッホらの強い態度におされてしぶしぶ決定に従うこととなり、閣議はようやく午前五時ごろ終了した。(3)この間、のちに問題となるゼネストの布告がSPDの閣僚によつて用意されていたのである。



しかしここで注目されるのは、「逃亡」の決定に当って DDP の役割がきわめて大きかったという事実である。ノスケが「逃亡」の場所にドレスデンをあげたのは、その地であった第四軍管区司令官メルカー將軍を信頼していたからであるが、コッホやシッフアーの場合には、「逃亡」のもつ政治的意味が強く働いていた。確かに「逃亡」は、「戦わずして首都を敵に明け渡す」のであったから、無気力なものとして解釈されることはコッホらも十分に承知していた。<sup>(5)</sup>しかしベルリンにふみとどまっていたずらに「人質として反徒に身を委ねる」<sup>(6)</sup>ことは、いかにも愚策であった。その場合、政府は完全に影響力を失ない、その結果、地方の政府、官庁、国防軍の大勢が「新政府」の側に傾くであろうことは容易に想像されたからである。くり返すまでもなく、政府にとって労働者の武装はあり得なかった。とすれば、安全な場所で受身の抵抗を組織し、一揆の影響力を最小限度にとどめることこそ、政府に残された唯一の現実的な方法と考えられたのである。<sup>(7)</sup>コッホらの判断が政府にとってきわめて適切なものであったことは、他ならぬカッブやリュトヴィッツのひとしく認めるところであり、<sup>(8)</sup>「一揆の速かな崩壊の重要な前提となった」ということも

できよう。海兵旅団がベルリン郊外に迫っているこの時点で、なお因循姑息な態度しかとり得なかった SPD とは対照的な DDP の態度は特筆されねばなるまい。

このようにして政府は午前六時ごろ、オルデルスハウゼン將軍を通じてエアハルトに最後通牒の拒否を伝えた。それと同時に海兵旅団はベルリン市内に進入し、官庁街を占拠したが、その直前、エーベルト、パウアー、ノスケらをのせた自動車はあわただしくドレスデンに向けて走り去り、総理府には閣僚としてシッフアーだけが残留した。しかしルーデンドルフの出迎えをうけつつ海兵旅団に守られてベルリンに入ったカッブとリュトヴィッツは、政府の「逃亡」という最初の誤算のなかで新しい課題に直面せざるを得なくなった。本来、カッブは、議会主義的な政府を除去して独裁的な政府を樹立し、憲法の改変を企てていたから、軍事的政治的要求のいくつかを實現することは始めから問題ではなかった。これに対してリュトヴィッツは必ずしもそこまでは考えておらず、ベルリンを占領して政府に圧力をかければ彼の要求は貫徹されるであろうと確信していた。その上、リュトヴィッツ自身、カッブを指導者として適任であるとは思ってもいなかった。彼らの関係は一

般に考えられているほど密接なものではなかったのである。しかし政府が「逃亡」した以上、カップにせよ、リュトヴィッツにせよ、彼らの影響力を全土に拡げるためには「新政府」の組織を急がなければならなかった。そこでリュトヴィッツは、居あわせたカップに暫定的な内閣の組織を委嘱し、彼自身はパウアー大佐らをともなつて国防省に赴いたのであった。

一方、カップは午前七時、帝政時代のベルリン警視総監ヤーゴーらとともに総理府に赴き、シッフアーに退去を命じて彼を法務省の一室に拘禁し、正午ごろ、カップを首相、リュトヴィッツを国防相とする「新政府」の成立を宣言した。<sup>(11)</sup>「新政府」はひき続きいくつかの布告を発したが、彼らの措置には徹底さに欠けるものが多く、例えば午後にはシッフアーが釈放され、さらに夕方にはプロイセン政府の閣僚も拘禁を解かれたのであった。これは「新政府」が彼らの協力をえて業務の円滑な運営をはかり、独裁の印象をひたすら和げようと努めた結果であるが、同時にカップとリュトヴィッツの微妙なくい違いを反映したものでもあった。<sup>(12)</sup>

それにしても十三日の午前中にベルリンで見られた情景

は「新政府」にとつてきわめて明るいもののように思われた。街では興奮した群集が行進する海兵旅団に歓声を浴びせ、なかには帝政時代を象徴する黒白赤の旗を振る者さえ見られた。しかしこれらの人びとはもちろん国民の多数を代表するものではなく、ベルリンの労働者街では、未だ沈黙したままではあったが、憤りを抑えかねた人びとの往き来がしだいにあわただしくなっていた。<sup>(13)</sup>ゼネストのうねりが今にも始まるうとしていたのである。

このような情勢のなかで、まず現われたものがSPDによるゼネストの布告であった。これは払暁の閣議のさなかに、情報担当官ラウシャー(SPD)がSPDの閣僚の委嘱をうけて作成し、その了承をえて「逃亡」の直前に報道関係に手渡されたもので、エーベルト以下、SPDの閣僚および党議長ウエルスの名が連ねられていた。<sup>(14)</sup>

SPDの指導者がこの時点でゼネストの実施をどの程度考えていたかは問わないまでも、僅か半日後に彼らがその処理に苦慮し始めることを考えれば、この布告が「途方もないデマゴギー」<sup>(15)</sup>とされるのも当然のことであろう。彼らがこの布告を後悔にも似た思いでうけとめるようになったのは、彼らがドレスデンに到着してまもなくのことであつ

た。政府一行は十二時ごろドレスデンに到着し、ザクセン政府に迎えられたが、午後一時ごろメルカー將軍が姿を現わした時、彼がゼネストの布告に強い反発を示しているのに驚かされた。すでにメルカーのもとには、リュトヴィッツから政府要人の逮捕を要求する電報が届いていたが、彼は一揆に同調しつつもカップを首相として不適任と考えていたので、リュトヴィッツの要求をそのまま実行しようとはせず、慎重に成り行きをうかがっているところであった。<sup>(16)</sup>しかしメルカーは政府に対してゼネストの布告を執拗に非難したばかりではなく、住民に対しても軍管区司令官の資格でストをきびしく抑圧するとの告示<sup>(17)</sup>を発したから、政府は強い衝撃をうけ、「パウアーはほとんど気落ちしてしまい、エーベルトも無気力になる」<sup>(18)</sup>ほどであった。しかし彼らとは対照的に窮状の打開に全力をあげたのはコッホであった。彼はエーベルトやパウアーの逡巡をよそに各邦との連絡や報道関係とのインタビュアーによって政府の立場を訴え、夕方には国民議会議長フーレンバッハ（中央党）と電話連絡を行なってシュトゥットガルトに国民議會を召集することをとりきめるなど、まさに「政府の手綱」を握るにふさわしい活動を示した。<sup>(19)</sup>コッホの積極的な活動によ

って政府はいち早くこの日の午後、大蔵省などの金融関係機関に対して「新政府」への支払いを不法とする旨、指示し、また各邦政府にも「新政府」との関係を断つよう要請することができた。<sup>(20)</sup>その結果、プロイセンを除く各邦政府はいずれも忠誠を誓い（プロイセンの関係はこの時点ではなお拘禁をとかれていなかった）、また金融機関も政府の指示に従うことになったから、政府はようやく窮状を脱する見通しをもつことができたのである。それとともに政府は、「ドイツ国民へ！」の布告を行ない、ドイツが「暗闇と流血」の中へおち込んで行くのを防ぎうるのは憲法に立脚する政府だけであるとして国民の支持を求めた。しかし、同時にこの布告の最後の部分で、「新たな混乱が経済と交通を妨げ、……外国の信頼を損うことになれば、国民は飢えるであろう」としてゼネストに警告を与えることも忘れなかった。<sup>(21)</sup>この布告は、DDPのコッホとゲスラー、中央党のギースベルツがSPDの關係とともに署名しているものであったから、先のSPDの關係だけの布告とはおのずから性格を異にしていたが、早くもゼネストへの憂慮が顔をのぞかせていることは重要であった。なぜならこれは政府が国防軍の支持を失なうまいとする努力の現われであると

同時にSPDの閣僚が、先のゼネストの布告を取り消したことを意味していたからである。<sup>(22)</sup> それにしてもメルカー將軍のいるドレスデンは政府にとって必ずしも安全な場所とはいえず、またザクセン政府の態度も期待に反していた。そこで政府は、国民議会の召集が予定されているシュトゥットガルトへ移ることを決め、十四日、ドレスデンを去ったが、政府はそれに先立って国防軍の兵士と、国民への再度の布告を行ない、とくに後者では公務員の支持を強く要望した。<sup>(23)</sup> シュトゥットガルトでは、邦政府が援助を約束し、またその地の国防軍司令官ベルクマンが彼の部隊に対して政府および国民議会の保護を命じていたので、コッホの念願していた安全な場所対策をとりうる条件が整えられたのであった。<sup>(24)</sup> しかし事態は政府にとっていっそう深刻なものになろうとしていた。労働組合によるゼネストがすでに始まっていたからである。

〔注〕

(1) Erger, a. a. O., S. 141 ff.; vgl. *Kopp und Lütt-witz*, a. a. O., S. 98 f. なお、ベークトが述べたという有名な言葉は、彼の伝記を残したラベナウの著作に見出さ

れる。

(2) Erger, a. a. O., S. 146 ff.; Könnemann/Krusch, a. a. O., S. 79; Erhard Lucas, *Märzrevolution 1920*, Bd. 1, Frankfurt a. M. 1974, S. 91. なお、この段階で、それまで武力による防衛を主張してきたラインハルトは陸軍最高司令官を辞任した。彼の辞任はむしろ彼が憲法に忠実であるうとして国防軍の内部から不信感をもたれていたことに起因している (vgl. Troetsch, a. a. O., S. 118.)

(3) Erger, a. a. O., S. 148. なお、当夜のあわたたしい模様についてはコッホの手記からもうかがえる。手記によれば、「逃亡」の決定に当って口論する者も出たが、コッホやシッフナーが強い態度で彼らの主張を貫いたことが知られる (ebenda, Dok. 25, S. 322.)

(4) Könnemann/Krusch, a. a. O., S. 162.

(5) コッホは手記のなかで、つぎのように記している。「多みとどまることは、棚上げされるのと同じことになる。多分、保護拘禁。出発することは無気力と解される。……私は、部隊が戦おうとするなら、われわれもふみとどまらねばならない」と指摘した。どこか別の場所で、妨害されずに対策を講ずる見通しがあるなら、出発しなければならな

- 5.] (Erger, a. a. O., Dok. 25, S. 322.)°
- (6) Erich Eyck, *Geschichte der Weimarer Republik*, Bd. 1, Stuttgart 1954, S. 205.
- (7) Erger, a. a. O., S. 149 f.
- (8) カップは、将校や公務員を「新政府」に服従させるためには政府を拘禁することがもつとも重要なことと考えていた (ebenda, S. 107.)。そこで彼は、三月十三日朝六時すぎ、かねての約束に従ってシャルロッテンブルク通りの街角でリェトヴィッツとニアハルトと会った時、始めて前夜の交渉と政府の「逃亡」を知って驚き、ニアハルトが閣僚の逮捕に失敗したことについて彼と激しく口論した。のちカップはその覚書のなかで、「夜の交渉によって政府が時間的にかまぐ逃亡することができ、閣僚を逮捕するという私の指示が実行されなかったことは最悪の事態であった。それによって始めから新旧両政府の分立が作られたのであった」と述べ、「逃亡」が彼らの計画に甚だ不利な条件となったとしてゐる (Kopp und Lüttwitz, a. a. O., S. 109 f.)。またリェトヴィッツも、政府に直接影響を及ぼすことができなくなり、彼らの計画の達成が遠のいてしまったことに気づいたのであった (Erger, a. a. O., S. 152.)°
- (9) Schustereit, a. a. O., S. 73.
- (10) Erger, a. a. O., S. 152 f.
- (11) Brammer, a. a. O., S. 24.
- (12) Erger, a. a. O., S. 156 ff. また、プロイセンの運輸相ニーザー (DDP) は、運輸省の職員が彼を釈放しなければ鉄道が止まるだろうと強硬に申し入れた結果、最初に釈放されることになった。しかしニーザーは、他の閣僚も同時に釈放されなければ釈放を拒否するとして「新政府」に抗議したため、まもなく全員が釈放される結果となった (Schulthess' *Europäischer Geschichtskalender*, Bd. 61, München 1924, S. 46 f.)°
- (13) Erger, a. a. O., S. 161 f.; vgl. Troeltsch, a. a. O., S. 128.
- (14) Brammer, a. a. O., S. 65. 布告の全文はつぎのよう  
なものであったが、「憲法」という文字はどこにも見出されなかった。  
「労働者、同志諸君！  
軍事クーデターが始まった。政府の改造を強要すべくニアハルト海兵旅団がベルリンに向っている。われわれはこの軍事的強要に屈することを拒否する。われわれは血なまぐさい傭兵部隊を今日再び認めるために革命を行なったものではない。われわれはバルト諸国の犯罪者とは妥協しな

い。  
労働者、同志諸君！ われわれが別の行動をとるようなことがあれば、諸君に対して恥じなければなるまい。われわれは否、くりかえし否という。諸君は、われわれが諸君の意に沿って行動したことを認めるであらう。血なまぐさい反動勢力の復帰をたち切るには、あらゆる手段が正当である。

ストに入れ、仕事をやめよ、この軍事独裁に活動の余地を与えるな。共和国を維持するためにあらゆる手段によって戦え。あらゆる対立を無視せよ。ヴィルヘルム二世の復帰に反対するには一つの手段があるのみである。あらゆる経済生活の麻痺がそれである。一本の手も動かしてはならない、一人のプロレタリアも軍事独裁を援けてはならない。全面的なゼネストへ。プロレタリアよ、団結せよ！

社会民主党閣僚 エーベルト、パウアー、ノスケ、シュリッケ、シュミット、ダーフィット、ミュラー  
ドイツ社会民主党議長 ウェルス」

なお、ラウシャールが鉛筆で書かれた布告の原案をノスケに示した時、ノスケは別に異議をとえず、また時間的余裕もないままにSPDの閣僚は自筆の署名をしなかった。そこでエーベルトらは、のちこの布告に關係しなかったよ

うな態度をとったが、内容は十分に承知しており、実質的には賛意を表明していたのである (Erger, a. a. O., S. 193; vgl. Könnemann/Krusch, a. a. O., S. 164 ff.)。

(15) Lucas, a. a. O., S. 91.

(16) Ebenda, S. 94; Erger, a. a. O., S. 171 ff. なお、コッホらがドレスデンに赴く途中、偶然列車内でドイツ人民党 (DVP) の議員団長ハインツェに出会った。彼がメルカーと親しいところから政府要人の拘禁を行なわないよう仲介に立ったこともメルカーの行動に影響していた。

(17) *Kapp und Lüttwitz*, a. a. O., S. 309.

(18) Erger, a. a. O., Dok. 32, S. 330.

(19) Ebenda, S. 174.

(20) Brammer, a. a. O., S. 11.

(21) Ebenda, S. 12.

(22) Lucas, a. a. O., S. 95. コッホもまた十四日の朝の手記で、「ヘルリンにおけるゼネストの布告以外に、われわれの側では少なくとも悪行は何一つしなかった」と記しているから、この布告が出された時点では、同じような考え方に傾いていたであらう (Erger, a. a. O., Dok. 32, S. 330.)。

(23) Brammer, a. a. O., 13 ff.

(24) Ebenda, S. 38; vgl. Erger, a. a. O., S. 176. マンデンではコッホは決して彼の名前でホテルに宿泊することはしなかったのである。

### 三、ゼネストとDDP

三月十三日、全ドイツ労働組合同盟 Allgemeiner Deutscher Gewerkschaftsbund (以下、ADGBと略記) (議長、ンギーン)と自由職員同盟 Allgemeiner freier Angestelltenbund (以下AfAと略記) (議長、アッフホイザー)の共同の布告を機として始まったゼネストは、十五日には参加人員一、二〇〇万人に達する大規模なものに発展した。本来、ADGBなどの労働組合は、戦争と敗戦をほとんど無傷のまま克服してきており、一定の主体性を維持していたから、ゼネストの布告もSPDの布告に直接影響されたものではなかった。<sup>(1)</sup> それだけに政府とすれば、自らの手で抑制し得ないゼネストは不気味であった。事実、この時のゼネストは「ドイツの労働組合の歴史のなかで最大の威力示威」として行なわれ、「その名に値する唯一の政治的ゼネスト」<sup>(2)</sup>であったから、その威力はまことに絶大なものがあ

った。以後、ドイツでは二度と再びこれに匹敵するゼネストは起らなかったのである。しかしそれにもかかわらず、この時のゼネストにはいくつかの問題点が見出されるのである。

その第一は、統一行動でありながらベルリンではスト指導部が対立した形で二つ組織されたことであった。一揆の始まった三月十三日の午前中に、労働組合の幹部とSPDおよび独立社会民主党(以下、USPDと略記)の幹部との会談が行なわれ、一揆に対する共同闘争が議せられたが、その際、SPDとAfAの代表は、すべての社会主義的労働組合と政党とによる共同の布告を行なうよう提案した。しかし、USPDの代表はSPDを一揆の共犯者であるとして非難し、この提案をうけいれなかったから、共同闘争の方向は早くも暗礁にのり上げたのであった。午後には再開された会談でも、USPDは「ノスケのためのゼネスト」を拒否し、共同闘争を行なう前提としてSPDに社会主義的独裁の承認を求めたが、これはSPDの容れるところではなく、さらに夕方には共産党(以下、KPDと略記)も会談に加わったが、KPDもレーテ共和国の実現を旨とする闘争こそ必要であるとしてSPDとの協力を拒否した。その

結果、ベルリンでは、ADGBとAfAを中心にSPDと密接な関係に立つスト指導部（翌十四日にはドイツ公務員同盟 Deutscher Beamtenbund も参加）と、USPDとKPD、およびその影響下にあるベルリン労働組合委員会より成る「大ベルリン中央スト指導部」が形成され、それぞれ独自の布告が出されたのであった。<sup>(3)</sup> 首都ベルリンにおけるこのような対立は、とくに政治上の問題がからんだ場合に少なからぬ影響を及ぼすことになるが、ましてヤキリスト教労働組合など非社会主義的組織の場合にはゼネストに対する態度も微妙であったから、ゼネストの効果がある一定の限界をもっていったことは争えなかつた。<sup>(4)</sup>

第二の問題点は、ゼネストをよびかけたはずれの社会主義的諸組織によっても憲法の防衛がとりあげられていなかつたということである。先のSPDの布告にも「憲法」という文字は見当らなかつたが、ADGBとAfAの共同布告も憲法についてはまったくふれないまま、革命によって国民が獲得した諸権利が脅かされていることに力点を置いていた。<sup>(5)</sup> これは労働者の間に一定の影響をもつUSPDを意識していた結果であり、労働者の一致をはかるには憲法の防衛がスローガンとして不適當と考えられたからであ

つた。事実、USPDはワイマル憲法の採択に当って反対票を投じていたのであり、また十三日の党声明でも、「従来の政府は片づけられた」として政府の防衛をまったく問題とせず、むしろ「革命的社會主義のための闘争が重要である」とし、「諸君の権利を防衛するために団結せよ」<sup>(6)</sup>と主張していたのである。一方、KPDの態度もまったく混乱していた。十三日の党中央の布告は、「革命的プロレタリアートは、……政府のためには指一本動かさないであろう」としてゼネストに反対する立場をとっていたが、翌十四日には、この方針を変更してゼネストに積極的に参加するようよびかけたのであった。<sup>(7)</sup> この変更についてはさまざまな説明がなされているとはいへ、要するに党中央は、始め一揆を支配階級内部の抗争としてとらえ、むしろ政府の「失敗を喜ぶ」<sup>(8)</sup> という気分を捨て切れず、下からの労働者の意欲を誤認していた結果であった。しかしゼネストに参加することになったとはいへ、KPDの関心は、一揆の打倒のほか、「すべての権力を労働者レーテへ！」というスローガンが示しているように、そのための新しい組織を作り出すことに注がれており、しかもその選挙についてUSPDとも対立していた。<sup>(8)</sup> もちろんKPDにとつても憲法



の擁護は問題となり得なかつたのである。

このように社会主義的諸組織がそれぞれの利害関係によつて憲法の擁護をとりあげていなかったことは重視しなければなるまい。たといワイマル憲法がしばしば指摘されているように一定の限界をもっていたにせよ、「ドイツ国民は憲法をあくまでも進歩的な意味で民主主義と社会主義の完成のために利用することができたはず」であり、少なくともこの時点では「右からの波」に立ち向かうために憲法をとりあげる必要があつたと思われるからである。問題は、ワイマル憲法がブルジョアの憲法であるか否かではなく、その内容に見られる民主主義的な要素を国民の間に定着させ、反動勢力の反撃にそなえる努力にかかつていたのである。<sup>(10)</sup>

これに対して憲法を正面に掲げつつゼネストを積極的に支持したのはDDPであつた。DDPはいち早く十三日正午、連絡をうけて参集した国会議員、プロイセン邦議会議員の会合を開き、さらに労働共同体 Arbeitsgemeinschaftの代表者をも交えて討議を行つた結果、同日夕刻、布告を発表して党の態度を明らかにした。布告は、祖国が苦難の末に復興しようとしていた矢先に、東エルベの反動勢力

が発展を保障してきた政治組織をくつがえそうとしており、それによつて経済の破壊、内戦の脅威、外圧の強化もたらされ、ワイマル憲法を作り上げたきずなが断ち切られることになる」と論じ、「われわれは憲法を抛りどころにしている。……われわれは反逆的な破壊者に対する假借ない抵抗を要求するものである」と結んで<sup>(11)</sup>いた。ついで同党は翌十四日夕刻、再び次のような布告を発してゼネストに参加することをよびかけたのであつた。

「ドイツ民主党は、ここに、すべての黨員、経営者、従業員ならびに職員によびかける。反逆者カップとその一味が権力を不当に行使している限り、生活に必要な業務の労働を除き、すべての労働を停止することを。われわれは公務員に、合憲政府とその機関だけの指示に従うよう要求する。ストライキが重要なのではなく、数十万の公務員が宣誓した法と憲法を破ろうとする無法な企てに反対するドイツ国民の統一ある抗議が重要なのである。

ドイツ民主党は、次のようなことを自明のことと考えている。すなわち、従業員、職員および公務員が労働の停止によつて損失をうけるのではなく、やむを得

なければ賃金と給与を国の資金からうけとるといふことである。党および党議員団は、決議によってこの見解を支持することを約束する。またわれわれの党友である著名な経営者たちも、原則としてこの処置を政治的に必要なことと見なしているのである。……」<sup>(12)</sup>と。

本来、DDPは労資間の協調に努めてきたから、それを力づくで破壊すると考えられたストは同党にとって歓迎すべきことではなかった。それにも拘らずゼネストに参加したのは、一揆を党と民主主義に対する脅威としてうけとめ、カップ「政府」によって合法的な闘争手段を奪われた以上、憲法を回復するには最大限のことが試みられねばならないと認識したからであった。しかしスト一般に批判的な立場をとっていたDDPとしてはゼネストに参加するに何らか論拠が必要であった。そこでDDPは、ゼネストを経営者との合意による政治的示威として説明し、布告でも経営者の考え方をとりあげるとともに、ストという表現を慎重にさせて「労働の停止」による「ドイツ国民の統一ある抗議」としたのであった。そしてDDPは、一揆に対する抵抗を通じてブルジョアシーのなかにも民主主義のための諸力が動員され、打撃をうけたワイマル連合が強固な

ものとして再建されると確信したのであった。もちろんこのような説明がすべての党员や党の支持者にうけいられるものではなく、現に閣僚の一人であるゲスラーは、ミュンヘンで労働組合に対してゼネストを行なわないよう働きかけていた。しかし重要なことは、DDPが憲法の擁護を掲げてブルジョア政党としては始めてゼネストに参加したという政治的行為であった。<sup>(13)</sup>これはDDPの「社会自由主義」の一翼と密接な関係に立つドイツ公務員同盟(DBB)などがゼネストに参加することを容易にし、ゼネストの幅を広げただけではなく、DDPの主張する国民的抗議を実現した点で特筆に価するものであった。しかしDDPのこのような立場も高揚するゼネストを前にしてしだいに動揺を余儀なくされたのである。

〔注〕

(1) Erger, a. a. O., S. 195.

(2) Hans H. Biegert, „Gewerkschaftspolitik in der Phase des Kapp-Lüttwitz-Putsches“, in: *Industrielles System und politische Entwicklung in der Weimarer Republik*. Bd. 1, hrsg. von Hans Mommsen/Dietmar

Petzina/Bernd Weisbrod, Düsseldorf 1977, S. 191;  
vgl. Lucas, a. a. O., S. 228.

(39) Erger, a. a. O., S. 195 f.; Könnemann/Krusch, a. a. O., S. 172 f. なお KPD の代表者も午前中から会議に参加していらたともいわれるが、同党は十三日の時点でゼネストに反対の意志を表明していたから、参加していたとしてもゼネストを実行しようとする立場からの参加ではなかった。したがって状況がやや進んだ夕刻からの参加の方が自然であるように思われる。

(4) Erger, a. a. O., S. 193. また DDP に近い「ロシヤ」ドゥンカー組合は政治ストに対する原則的な態度を留保しつつも「これまでの政治的、組合的成果を確保し、維持する」ものとして、組合員のゼネスト参加を認めていたが (Brammer, a. a. O., S. 67.) 中央党の影響下にあるキリスト教労働組合は「国民の生命線である経済生活が傷けられないようにしなければならぬ」としてゼネストに反対していた (Kapp und Lüttwitz, a. a. O., S. 120.)。

(5) Erger, a. a. O., S. 197. また A D G B と A f A はその布告のなかで、「反動勢力は……一九一八年十一月の革命の諸成果をとり除こうとしている。……絶対主義が国家にも企業にも再建されるであろう」としたのち、八時間労働制などさまざまな権利がおびやかされてくると訴えていく (Kapp und Lüttwitz, a. a. O., S. 119.)。

働制などさまざまな権利がおびやかされてくると訴えていく (Kapp und Lüttwitz, a. a. O., S. 119.)。

(9) Brammer, a. a. O., S. 66 f.  
(7) Kapp und Lüttwitz, a. a. O., S. 122; vgl. Könnemann/Krusch, a. a. O., S. 175 f. 当時 KPD は一九一九年のハイデルベルク大会以後、勢力がほぼ半減しており、ハルリンでは数百人の党員を数えるにすぎなかったといわれている。また議長レヴィが獄中にあつたことが、党中央の指導にも大きく影響していた (Erger, a. a. O., S. 200.)。

(8) Kapp und Lüttwitz, a. a. O., S. 132; Erger, a. a. O., S. 201.

(6) Rosenberg, a. a. O., S. 80. (吉田輝夫訳、前掲『ヴァイマル共和国史』九九頁、参照)。

(10) vgl. Erger, a. a. O., S. 290 f.; Biegert, a. a. O., S. 196.

(11) Brammer, a. a. O., S. 47.  
(12) Ebenda, S. 66.

(31) Schusterreit, a. a. O., S. 78 f.; Albertin, a. a. O., S. 370 f.

#### 四、一揆の收拾

一揆の始まった三月十三日は土曜日であったから、官庁や大工場では午後には多くの労働者が職場を去り、労働組合のよびかけは十分に徹底したとはいえなかった。しかし組合の布告が労働者の間に滲透するにつれてその影響がしだいに現われるようになり、十四日の夕刻には鉄道がとまり、十五日にはベルリンでは水道、電気、ガスが完全にとめられた。<sup>(1)</sup>しかしかつて「ゼネラル・ストライキはゼネラル・ナンセンス」と公言してはばからなかったレギーンがゼネストの先頭に立っていたことは、ゼネストがあくまで「右からの波」に対する防衛的なストであったことを示していた。また高級官僚までが憲法に対する宣誓義務を理由に政府を支持してゼネストに同調したほか、国立銀行なども政府の指示に従ってカップ「政府」への支払いを拒否したから、カップ「政府」の立場はきわめて苦しいものとなった。高級官僚がこのような態度を示したのは、ゼネストを承認していたからではなく、カップ「政府」の基礎がきわめて弱体であることを見ぬき、「以前の主人公が戻っ

てきた時に、家族とともに路頭に迷う」ことを避けようとする考え方から出ていた。<sup>(3)</sup>したがってドイツ公務員同盟（D B B）に組織されていた中・下級公務員のゼネストへの参加とは区別されなければならないが、カップ「政府」の退陣を促した一因であったことは疑いない。

しかしその間、カップ「政府」もいたずらに事態を傍観していたわけではなかった。かれらはすでに十三日の夕刻、「政府綱領」でストを断固として取り締まると言明していたが、十五日になるとストに対して嚴重な処罰をもって臨むとの命令を発する一方、産業救急機関 Technische Nothilfe を動員して必死に打開策を講じた。<sup>(4)</sup>しかしこれもほとんど効果をあげることができなかった。さらにはさらに同日、ストの指導者とピケを死刑に処するとの命令さえ発したが、この命令も結局は実行されないままに終わった。<sup>(7)</sup>このことはカップ「政府」の孤立を端的に示すものであったが、それとともに十五日にはゼネストによる抵抗運動の圧力が国防軍にも影響を及ぼすようになり、とくにルール地方では武装した労働者の圧力が国防軍をしいだいに窮地に追いつめるという状況が始まっていた。このような情勢のなかで、始め一揆を支持していた国防軍の部隊や軍司

令官のなかからも、しだいに「中立」または政府の支持を宣言する者が多くなつた。とすれば、一揆の前夜にあれば慎重に回避されたはずの国防軍と国防軍の戦いがゼネストの圧力のなかで強いられることになるのは自明であつた。今や政府、もカッパ「政府」も、事態の收拾を決断すべき時期を迎えていたといふべきであらう。

このような時期にまず登場したのがメルカー將軍であつた。彼はすでに多くの情報からカッパ「政府」の不利を察知しており、二つの政府の存在が国防軍と国防軍の戦いに発展することを極力警戒していた。そこで彼は十四日夜半から十五日の払暁にかけてベルリンでカッパ「政府」と接触し、妥協の必要性を強調したが、カッパ「政府」はなお事態を樂觀していたため、始めメルカーの仲介を拒否していた。しかし十五日の午前中に情勢の不利が伝えられると、カッパ「政府」もさすがに妥協の姿勢を示すようになり、カッパの強硬路線から一步退いてリュトヴィッツが本来主張していた新選挙の実施、専門家大臣の任命などを要求する方向に切りかえることとし、メルカーがこの妥協案を政府に伝えることとなつた。この妥協案は政府によって拒否されることになるから、メルカーの仲介は形の上では不成

功に終るのであるが、メルカーの動きはベルリンにいるシュツパーら与党の指導者たちに大きな影響を与えることとなつた。彼らは三月十三日、一揆の勃発直後、委員会を開いて「軍事一揆は、犯罪的な、全力をあげて闘うべき憲法破壊の行為であり、再建途上の経済を混乱させ、内外の平和を脅かすものである」と声明していたが、中央党がゼネストに反対の立場をとっていたから、それ以上の具体的な行動はとり得なかつた。しかし十四日にはSPD、DDPの議員の間にもゼネストに対して批判的な空気が始めており、とくに労働者が武装した場合はカッパ「政府」以上に危険であるとする考え方も強まっていた。そこでメルカーの仲介によってカッパ「政府」が妥協的な姿勢を示したことは、何らかの打開策を模索していた彼らに一つのきっかけを与えることになつたのである。その結果、十五日に開かれた委員会では、当然カッパ「政府」の条件が話題としてとりあげられたが、彼らの脳裡を占めていたものは、翌十六日に予想されるベルリンの食糧危機と、それに加えてゼネストの継続によって「左からの波」に有利な状況が生み出されるという判断であつた。とくに今後起りうべきさまざまな事態を予想した場合、彼らにとって国防軍の維持

は絶対に必要であり、それには国防軍と国防軍の戦いを避け、国防軍に「退却の橋」を提供することが望ましかった。そこで委員会は、なお若干のくい違いを残しつつも大すじとしてリュトヴィッツの要求に沿って妥協する方向をとることとなったのである。<sup>(11)</sup>

しかしこのような動きは、シュトゥッツガルトの政府からは必ずしも歓迎されなかった。それは政府がカップ「政府」と徹底的に闘おうとしていたからではまったくなく、カップ「政府」の崩壊が時間の問題となったこの時点で、改めて妥協の方向をさぐることは、労働者の不信を招き、彼らをますます左の方向へ追いやる結果となるのを恐れたからであった。すでに、コッホはベルリンでの動きをいち早く察知し、十五日朝、シッフアーへの手紙によってカップ「政府」との交渉をきびしく警告し、さらに同日夜もシッフアーへの電話で重ねて交渉に反対する旨を強く申し入れていた。コッホにいわせれば、シッフアーはまさに「無気力なベルリン人」なのであった。<sup>(12)</sup>しかしシッフアー以下の「ベルリン人」は、激しいゼネストを体験しつつあっただけに、「安全な南ドイッツの見物席」にいる「シュトゥツガルト人」とはおのずから異なる観点をもたざるを

得なかった。とくにシッフアーらDDPにとって、国民の統一ある抗議」であるはずのゼネストが尖锐化しつつあることは憂慮すべき事態であった。それ故にこそカップ「政府」との妥協は急がねばならず、彼らの速かな退陣を促すためには恩赦の承認もまた必要なのであった。そこで「ベルリン人」は、労働者の急進化を恐れる点では「シュトゥツガルト人」と一致しながらも、カップ「政府」に対する態度ではまったく相反する立場をとることになったのである。<sup>(13)</sup>そしてその中心となって妥協案を積極的に推進したのがシッフアーであった。

すでにこのころシッフアーのもとには、一揆の速かな解決を期待するDDPの前蔵相デルンブルク、DDPに近い前外相ブロックドルフ・ランツァウ伯、あるいは国防軍のゼークト、グレーナーらの強い要望が寄せられており、またボルジヒの指導下にあるベルリン金属工業家連盟の代表者もシッフアーとカップ「政府」との会談をあつせんしようとしていた。このような動きを背景としながら、シッフアーはシュトゥツガルトの意向を無視する決意を固め、十五日午後にはカップ「政府」との接触を試み、ついで十六日午前中には彼自身を議長とする拡大参議院会議を開い

て彼の見解を明らかにしたのであった。彼によれば、シュトゥツガルトの期待するカップ「政府」の速かな崩壊は、カップを支持する部隊の反乱とゼネストによる圧力のほかに、そのうち前者の場合は、カップ「政府」の崩壊後二週間で、政府自身も存立し得なくなるであろうし、後者の場合も饑餓をもたらすことになるであろうから、いずれにせよ、ポリシエビズムの危機に直面せざるを得ないことが予想された。とすれば、彼らにとって残された道は、「形式的な橋を見出す」こと、すなわち妥協を求めることしかなかったのである。会議は、SDPが恩赦について難色を示したものの、大勢としてはシッファーを支持する方向でまとまり、リュトヴィッツとの接触がはかられることとなった。

これと平行してリュトヴィッツも、ドイツ人民党（以下、DVPと略称）のシュトレーゼマンの説得によってパープストをシッファーのもとに派遣することとなり、その結果、両者の交渉は十六日午後八時ごろから法務省で始められた。シッファーはカップ「政府」の無条件退陣を要求しながらも、パープストの希望するメルカーの仲介案については「討議の資料」とし、とくに恩赦の問題については彼が

現内閣と国民議会に要請を行ない、場合によっては個人的に責任を負うことを確約した<sup>(16)</sup>。これに対してカップとリュトヴィッツはなお退陣を拒否していたが、情勢は彼らにとって、まったく絶望的となり、十七日朝にはベルリンの保安警察と国防軍の将校がカップの退陣を要求するという事態を迎えていた。そこで午前八時ごろ、カップ「政府」の中心人物がルーデンドルフをも交えて検討を加えた末、カップの退陣を了承した。カップ自身も本来、独裁政府の樹立が目的であり、それから一步でも退くことは何の意味もなさなかったから、これ以上一揆の計画を継続する意欲はなかった。そこでカップは全権をリュトヴィッツに托して辞任することとし、その理由として、「ポリシエビズムの破壊的な危険に対するすべての人びとの一致した団結」をあげたのであった<sup>(17)</sup>。しかしリュトヴィッツは、その後もなお左翼急進派との闘争を理由に、その地位にとどまり、右派政党の協力をえて恩赦の達成と内閣の改造をはかろうとしていたから、彼の進退はなお流動的であった。そこで成り行きを懸念して法務省に集まっていた各政党の指導者は、不安と困惑を隠しきれなかったが、とくにベルリン郊外で流血事件が発生したとの報道がもたらされると、彼ら

の間にはリュトヴィッツとの合意を急ごうとする空気が強まった。そこでDDPのエーザーの提案にもとづき、再びリュトヴィッツとの交渉を行なうこととし、シュトレゼマンらを彼のもとにさし向けたが、SPDは労働者の不信を買うことを恐れてこれ以上の交渉には反対する態度をとっていた。<sup>(18)</sup>

しかしこの間、リュトヴィッツの身辺にも重大な変化が起っていた。それは正午ごろ、将校団の代表者たちが彼のもとに現われ、彼がもはや国防軍の信頼を失なっているとして、カップ同様に彼の善処を迫ったことであった。これはリュトヴィッツにとって衝撃であった。さすがにリュトヴィッツもやむなく彼らに、左翼急進派の危険がとり除かれた後に辞任すると言明したが、彼に残された途は政党の指導者との交渉によってできるだけ有利な条件で一揆を清算することだけであった。<sup>(19)</sup>そこで折から彼のもとに現われたシュトレゼマンの勧告を容れ、午後一時ごろ、法務省に赴き、交渉の座にいたのであった。しかしこの交渉には、それまで指導権を握ってきたシッファーは出席しようとはしなかった。それは形の上では、午前中にシュトゥッツガルトから行なわれた警告の電話に従ったものであった

が、実際には警告は何ら彼の決心を変えさせたものではなかった。シッファーは、諸政党の指導者がいまリュトヴィッツとの交渉に入ろうとしている時、政府の代表が問題の多いリュトヴィッツとの交渉にこれ以上関与すべきではなく、むしろそのような関係を断つことが政府にとって有利であると判断していたからであった。そこでシッファーは交渉を他の政党の指導者に委ね、さらにDVPが交渉に加わることさえあえて拒否しなかったのである。いわばシッファーは、自らが表面から退くことによって他の政党の指導者が一致して彼の「骨の折れる仕事」をうけつぎ、リュトヴィッツとの交渉に入ってくれることを喜んだのであった。<sup>(20)</sup>その意味で、シッファーは支配層の統一戦線を作り上げる役割を果たしていたといふべきであろう。

リュトヴィッツとの交渉には、SPDが正式の参加を見合わせ、代表者が隣室に控えることにしたため、ヘルクト(国家人民党、DNVP)、シュトレゼマン(DVP)、トリムボルン(中央党)の各党首とゴータイン(DDP代議士)の四人が参加することになった。<sup>(21)</sup>SPDの態度はあくまでも労働者に対する配慮から出たものであったが、「他人に交渉を行なわせながら、実質的には交渉に参加してい



た」にひとしく、さながら「その情景はSPDの政策の中途半端さを示すさし絵の効果」<sup>(22)</sup>を示していた。すでに諸政黨は、リュトヴィッツの主張していた国会選挙の実施などについては大すじとして同意していたから、交渉はもっぱら恩赦の問題が中心となった。リュトヴィッツは恩赦について確実な保証を執拗に要求し、各党の代表者による説得もほとんど効果を取めることができなかった。そこでつぎのような秘密文書が作成されたのである。

「署名した法務大臣〔シッファアの兼任〕は、一般恩赦法が直ちに現国民議會によって発令されるよう尽力するのである。各党代表者は、この法律の承認を確実なものともみなすことを宣言する」<sup>(23)</sup>と。

この秘密文書の草案は、シッファアの次官によって作成されたものであったから、当然シッファアの事前の承認を前提としていた。しかしゼネストが未だ解除の見通しのないこの時点では文書の公表はさし控えねばならなかった。それにもかかわらずリュトヴィッツは依然としてその地位に執着していたが、彼はもはや国防軍の将校の支持をまったく失っており、結局は彼らの要求に屈して辞任を承認せざるを得なかったのである。リュトヴィッツは辞任に当

って、「直接的に迫りつつあるポリシエビズムの脅威が、……すべての祖国を愛する人びとの確固たる連合を要求している。……独立社会民主党を除くすべての党の指導者が、私によってドイツ国民に対して提起された諸要求の実行を約束したので、私は私の使命が充たされたと考えている」<sup>(24)</sup>と述べているが、この言葉もさきのカップと同様の考え方で貫かれていた。「ポリシエビズムに対する連合」こそ、彼らとブルジョア諸政黨の指導者の共通した認識であり、この「黄金の橋」<sup>(25)</sup>を渡って彼らは安全な場所へひき上げることができたのであった。このようにして十七日午後六時ごろ、パーブストがリュトヴィッツの辞表をシッファアのもとに持参し、一方、エーベルトから後任の人選を委ねられたシッファアは、国防軍の協力を獲る目的からゼークトを後任に指名したのであった。

それにしてもシッファアの妥協策はあまりにも一揆の側に寄りすぎていたのではなかったか。しかしこれについては、少なくともSPDやDDPの指導者は正面から彼を非難することはできなかった。なぜならベルリンではSPDの代表者はリュトヴィッツとの交渉に当って隣室で黙って控えていたにすぎなかった。またシュトゥッツガルトで

も、すでにゼネストを「愚行」と考えていたコッホに適切な手段があるはずもなく、しかもコッホを含めてシュトゥツガルトの指導者は、誰一人として「黄金の橋」を壊そうとはしなかったからである。一方、シッファーにとつては、ゼネストの継続は無用な流血をもたらすだけであり、また一揆の速かな、かつ平和的な解決は、失墜したドイツの外交的信用の回復にとつて望ましいものであった。とすれば、「当時の情勢のなかでベルリンの政府代表者が交渉の準備を整えたことは正しかった」し、「ベルリンにおけるドイツ民主党員の協調的な政策が唯一可能な政策であった」とする評価は、残念ながら承認せざるを得ないのであるまいか。国防軍の協力がなく、また労働者の武装を拒否したからには、選択枝はおのずから限定され、このような帰結をたどるのは必然であった。トレルチが、「……彼〔シッファー〕は、極度にいきり立っていた大衆によつて排斥されるであろうことを自ら知っていた。彼は意識して犠牲になったのである」として彼に好意的な判断を下していることは注目すべき指摘であろう。

〔注〕

(1) *Ergert, a. a. O., S. 203.*

(2) レーギンの態度については、のちの労働者政府の問題とも関連して考察する必要があるが、その場合、労働組合と政府の関係が注目される点であろう (*vgl. Biegert, a. a. O., S. 192 f.*)。

(3) *Ergert, a. a. O., S. 210.* 高級官僚の抵抗をゼネストと同じレベルで高く評価する見解もある (*Eyke, a. a. O., S. 207.*)。

しかし高級官僚の抵抗を過大に評価することは避けなければならない。なぜなら、十三・十四両日が土曜・日曜日に当たっていたことや、休日の間には情勢を判断する余裕をもつことができたからである。彼らにとつてカッパやその「内相」ヤーゴーは物笑いの種となっていたのである (*Biegert, a. a. O., S. 194.*)。

(4) *Kapp und Lüttwitz, a. a. O., S. 115.*

(5) *Ebenda, S. 154.*

(6) 産業救急機関は一九一九年、ノスケが国防省内に設置したもので、重要産業の正常な業務を維持することを目的としていたが、事実上はスト破りをこととしていた。しかしこの時はこの機関に所属していたSPDとDDPのメンバー

一が欠動したほか、スト中の労働者の妨害が行なわれたため、カッパ「政府」の意図は失敗に終わった (Erger, a. a. O., S. 203.)。

- (7) *Kapp und Lüttwitz*, a. a. O., S. 155. この命令は、十六日の午後四時をもって効力を発することになってしたが、ドイツ工業全国同盟の会長ホルシヒらのあっせんを免効二時間前に沙汰やみとなった (Erger, a. a. O., S. 205 f.)。

(8) *Lucas*, a. a. O., S. 230.

- (9) *Kapp und Lüttwitz*, a. a. O., S. 156. なお、この要協案の第六項で「一九一八年十一月九日以来の全政治犯の恩赦」という条項が見られるが、これはカッパらが自らの恩赦を要求していることを示している。

(10) *Brammer*, a. a. O., S. 17.

(11) *Erger*, a. a. O., S. 239 f.

(12) *Ebenda*, S. 241 f.

(13) *Schusterei*, a. a. O., S. 75.

(14) *Erger*, a. a. O., S. 243 u. 248.

(15) *Ebenda*, S. 249f.

(16) *Ebenda*, S. 258f. なおこの席にはSDPのヒルシュ

シューデクム、警視總監エルンストも出席していたが、

のちSPDのシュタムパーらが、シッファーのもとに抗議に現われたため、以後、ヒルシュらは慎重な態度をとらざるを得なくなったのである (vgl. *Lucas*, a. a. O., S. 233.)。

- (17) *Erger*, a. a. O., S. 264 f.; vgl. *Brammer*, a. a. O., S. 36.

(18) *Erger*, a. a. O., S. 267 ff.

(19) *Ebenda*, a. a. O., S. 273 f.

- (20) シッファーはコッホの警告に対して、「直ぐにも協力が行なわれないなら、ベルリンにはポリシェビズムが支配することになる」として交渉の継続を要請した。これに對してコッホは、「もし君がそれをしたら、君はまちがいなく処分されるだろう。……君は民主主義と國家の破壊者になるのだ。……このような妥協が行なわれれば、ドイツはポリシェビズムの前夜に立つことになる」と嚴重な申し渡しを行なった。しかしシッファーの答は、「その時には私があえて犠牲にならなければならない、私はほかに行動のとりようがないのだ」というものであった。両者の間には状況判断による見解の差が見られたが、シッファーの態度を支えたものは、支配層の多くの人がとが無血のうちにか「政府」を除去し、國防軍の確保を望んでいるという

確信をもちた (ebenda, S. 262. u. 270 f.)。

- (21) Ebenda, S. 274.
- (22) Lucas, a. a. O., S. 233.
- (23) Erger, a. a. O., S. 275. Anm. 5 の時、シットレーゼマンとヘルクトが隣室に控えていた SPD のヒルシュおよびジューデクムにこの法律についての SPD の態度について問うたところ、若干の代議士の欠席はあっても法案を通過させることにならうと答えたことは注目される。
- (24) *Kapp und Lüttwitz*, a. a. O., S. 169.
- (25) Lucas, a. a. O., S. 234.
- (26) Schustereit, a. a. O., S. 74 f.
- (27) Troeltsch, a. a. O., S. 122.

### むすび

このようにしてカッパ一揆の五日間はひとまず平静に戻ったが、一揆を挫折させたものはいうまでもなく労働者を中心とするゼネストであった。ゼネストの威力が絶大なものであったればこそ、国防軍も一揆に手を貸すことはしなかつたのである。しかしこのような援護がありながら、社会主義的諸政党は十分にその指導性を發揮していたとはい

えなかつた。とくに国民議会の第一党の座にある SPD の政策は、まさに「不毛であつた」とさえいいうるが、これに対してブルジョア政党の DDP は、良かれ悪しかれ一揆の重要な局面で大きな役割を果していたのであつた。

一般に、SPD の無気力さの例として説明されがちなベルリンからの「逃亡」は、実は SPD の反対を抑えた DDP によつて推進されたこと、また、DDP がゼネストを「国民的抗議」として承認し、ゼネストに参加してカッパ「政府」の打倒に一定の役割を果したことを、そしてゼネストの成り行きが彼らの考える共和国の安定を脅かすものとなつた時、過度とさえ思われる妥協をあえて行なつたこと、などがそれであつた。DDP の努力は、あくまでもワイマル憲法を守り、「右からの波」に対して民主主義(たといそれがブルジョア民主主義であろうとも)を国民の間に定着させようとするものであつたが、いかにも憲法を支える勢力は弱体であつた。一揆の経過はこの事実をあますところなく露呈したものと見えよう。まもなく行なわれた六月の国会選挙で、憲法に忠実であろうとする政治勢力が著しく後退したことは、ワイマル憲法がその発効後、僅か一年足らずでドイツ国民の多数によつて拒否されたことを示

しており、共和国の前途に暗影を投げかけたものというべきであらう。

〔註〕

- (一) Schusterreit, a. a. O., S. 76.
- (二) Erger, a. a. O., S. 300 f.; vgl. Biegert, a. a. O., S. 191 f.